

## 参 考 資 料

1. 福島市地域公共交通網形成計画策定要綱 参-1
2. 福島市地域公共交通網形成計画策定協議会設置要綱 参-2
3. 福島市地域公共交通網形成計画の策定プロセス 参-5



# 1. 福島市地域公共交通網形成計画策定要綱

---

## 福島市地域公共交通網形成計画策定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通網形成計画としての福島市地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定について必要な事項を定める。

(形成計画の内容)

第2条 形成計画においては、公共交通の利便性向上に関する次に掲げる事項を一体的に定めるものとする。

- (1) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- (2) 形成計画の区域
- (3) 形成計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う法第27条の2第1項の規定に基づく地域公共交通再編事業に関する事項
- (5) 形成計画の達成状況の評価に関する事項
- (6) 計画期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、形成計画の実施に関し市が必要と認める事項

(計画期間)

第3条 形成計画の計画期間は、平成28年度を初年度とし6ヶ年とする。

2 形成計画は、社会情勢の変化や実証運行等により変更が必要になった場合には、随時見直しを行う。

(形成計画策定組織の設置)

第4条 形成計画を作成し市長に提案するとともに達成状況の評価及び検証を行う組織として、福島市地域公共交通網形成計画策定協議会を置く。

2 形成計画の原案作成において、庁内の組織として、福島市地域公共交通網形成計画策定庁内委員会を置く。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、形成計画の策定に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月17日から施行する。

## 2. 福島市地域公共交通網形成計画策定協議会設置要綱

### 福島市地域公共交通網形成計画策定協議会設置要綱

(目的)

第1条 福島市地域公共交通網形成計画策定協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域の実情に即し持続可能な地域公共交通網の活性化及び再生の推進に資するため、法第5条第1項の規定に基づく地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）及び法第27条の2第1項の規定に基づく地域公共交通再編実施計画（以下「再編実施計画」という。）の策定及び実施に関する協議を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、福島市五老内町3番1号（福島市役所内）に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 形成計画及び再編実施計画の策定及び変更の協議に関すること
- (2) 形成計画及び再編実施計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること
- (3) 形成計画及び再編実施計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 総合的な交通政策の推進に必要と認められる事項に関すること
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会の委員は、次の各号に定める者で組織し、福島市長が委嘱する。

- (1) 福島市長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者等
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 福島県公安委員会が指名する者
- (5) 市民又は利用者の代表
- (6) 学識経験者
- (7) 国土交通省東北運輸局長が指名する者
- (8) 福島市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

- 3 委員は、会議への出席及び議決権の行使を、代理人に委任することができる。
- 4 会議の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。以下同じ）の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の同意で決する。
- 5 会長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事運営及び、個人情報等の取扱い等については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（作業部会）

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、福島市都市政策部交通政策課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（監事及び監査）

第13条 協議会に監事を2名置き、協議会の会計監査を行う。

- 2 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（協議会が解散した場合の措置）

第14条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月17日から施行する。

別表（第4条関係）

福島市地域公共交通網形成計画策定協議会委員名簿

	団体・機関名	役職	氏名	選出区分	備考
1	国立大学法人 福島大学 経済経営学類	准教授	吉田 樹	学識経験者	会長
2	東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社 福島支店	支店長	伏見 欣人	公共交通事業者	
3	阿武隈急行株式会社	代表取締役専務	安海 好昭	公共交通事業者	
4	福島交通株式会社	代表取締役社長	武藤 泰典	公共交通事業者	
5	ジェイアールバス東北株式会社 福島支店	支店長	齋藤 朝男	公共交通事業者	
6	有限会社カネハチタクシー	代表取締役社長	高野 勝男	公共交通事業者	
7	福島地区ハイヤータクシー協同組合	理事長	西條 勝敏	公共交通事業者	
8	福島市町内会連合会	副会長	菅野 富美	公共交通利用者の 代表	
9	福島市老人クラブ連合会	理事・事務局長	本田 忠吉	公共交通利用者の 代表	
10	ふくしま市女性団体連絡協議会	事務局長	紺野 悦子	公共交通利用者の 代表	
11	社会福祉法人 福島市社会福祉協議会	常務理事	高木 信雄	公共交通利用者の 代表	
12	国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所	副所長	赤坂 浩	道路管理者	
13	福島県警察本部 交通部交通規制課	課長	菅野 紀之	公安委員会	
14	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	佐々木 敏	関係行政機関	
15	福島県北地方振興局 県民環境部	部長	佐藤 千尋	関係行政機関	
16	福島市都市政策部	部長	佐藤 祐一	関係行政機関	副会長

※委員の任期は2年。

### 3. 福島市地域公共交通網形成計画の策定プロセス

#### 3-1. 福島市地域公共交通網形成計画の策定プロセス

開催日	回数	内容
H27. 8. 25	第 1 回協議会	協議事項 ①福島市地域公共交通網形成計画について ②福島市地域公共交通網形成計画策定協議会事務局規程（案）について ③福島市地域公共交通網形成計画策定協議会財務規程（案）について ④平成 27 年度福島市地域公共交通網形成計画策定協議会予算（案）について ⑤福島市地域公共交通網形成計画策定業務委託（案）について ⑥平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付申請について
H27. 11. 25	第 2 回協議会	報告事項 ①経過報告について 協議事項 ①調査の進め方及びスケジュールについて ②各種ニーズ調査等の内容及び方法について ③監事の選出について ④補正予算（案）について
H28. 1. 5	第 3 回協議会	報告事項 ①市民アンケート調査について 協議事項 ①「福島市公共交通活性化基本計画」の検証について ②交通不便地域等住民アンケート調査について ③事業評価について
H28. 1. 21	第 4 回協議会	報告事項 ①市民アンケート調査について 協議事項 ①計画骨子（案）について ②基本理念及び方針（案）について ③交通不便性に係る住民アンケート調査票について
H28. 2. 10	第 5 回協議会	協議事項 ①計画素案について ②計画策定に係るシンポジウムの開催について
H28. 2. 22	地域公共交通シンポジウム	【基調講演】 ・地域公共交通が「まち」と「暮らし」を変える～求められる「計画」と「実践」～ 【パネルディスカッション】 ・持続可能な地域公共交通の実現について
H28. 3. 15	第 6 回協議会	報告事項 ①経過報告について ②計画策定に係るシンポジウムの開催結果について 協議事項 ①福島市地域公共交通網形成計画原案について ②今後のスケジュール及び福島市地域公共交通網形成計画原案の提出について

### 3-2. 地域公共交通シンポジウムの実施状況

項目	内容
日時	平成28年2月22日(月) 午後1時00分～午後4時00分
会場	福島テルサ 3階 大会議室「あぶくま」 (住所：福島市上町4番25号)
参加費	無料
来場者	約90名
次第	<p>1 あいさつ 福島市長 小林 香</p> <p>2 基調講演            演題：「地域公共交通が「まち」と「暮らし」を変える」            ～求められる「計画」と「実践」～            講師：福島市地域公共交通網形成計画策定協議会 会長 吉田 樹</p> <p>3 パネルディスカッション            テーマ：「持続可能な地域公共交通の実現について」  <b>【パネリスト】</b>            ○交通事業者：東日本旅客鉄道株式会社仙台支社            福島支店 支店長 伏見 欣人            ○交通事業者：福島交通株式会社            代表取締役社長 武藤 泰典            ○利用者代表：福島市町内会連合会            副会長 菅野 富美            ○利用者代表：福島市老人クラブ連合会            理事・事務局長 本田 忠吉            ○行 政：福島市            都市政策部長 佐藤 祐一  <b>【コーディネーター】</b>            ○福島市地域公共交通網形成計画策定協議会            会長 吉田 樹</p> <p>4 質疑応答</p>



